

在宅医療体制支援事業に係る「待機支援事業」実施要領

(目的)

第1 この要領は、地域住民の医療確保を図るため、岩手県医師会の在宅医療体制支援事業に参加する医療機関（以下、「在宅医療機関」という）の医師が不在となる場合に、在宅医を支援する病院（以下「支援病院」という）が支援する「待機支援事業」を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、一般社団法人岩手県医師会在宅医療支援センター（以下「支援センター」という）とする。

(支援事業)

第3 この事業において、在宅医療機関に対し、支援病院が提供する事業は次のとおりとする。

(1) 待機

（支援病院の医師が在宅医療機関の医師の不在期間、病院内、自宅その他の場所で、在宅医療機関の看護師等からの連絡を受け、指示すること。）

(2) 往診

（待機中、在宅医療機関の看護師等からの連絡を受け、必要に応じて往診すること。）

(3) 入院の受け入れ

（待機中、在宅医療機関の看護師等からの連絡を受け、必要に応じて入院の受け入れを行うこと。）

(支援事業の対象となる事由)

第4 在宅医療機関が、下記の事由に該当する場合に本事業を利用できるものとする。

(1) 在宅医療に従事する医師が学会、研修会等へ参加する場合

(2) 在宅医療に従事する医師が一時的な休暇を取得する場合

(3) その他特に支援が必要と認められる場合

(支援の申請)

第5 在宅医療機関は、支援を必要とする日の一週間前までに、支援センター（当該地域にサブセンターがある場合はサブセンター）に対し、待機支援申請書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、第4の(3)に定めるその他特に支援が必要と認められる場合はこの限りでない。

(支援の決定)

第6 前条により支援の申請があった場合、支援センターにおいて、支援病院と調整のうえ、支援の実施を決定し、待機支援決定通知書(様式第2号)により在宅医療機関に通知する。

(患者情報の共有)

第7 支援の決定通知を受けた在宅医療機関は、必要に応じて事前に支援病院と話し合い、また、在宅医・支援病院情報共有シート(様式第3号)等により患者の情報共有を行う。

(結果の報告)

第8 支援を実施した支援病院の医師は、その結果を支援病院の有する所定の書式により在宅医療機関に報告する。

2 前条による報告を受けた在宅医療機関は、結果報告書(様式第4号)により支援センターに報告を行う。

(支援事業に関する支援負担金及び支援病院への協力料)

第9 在宅医療機関は、要領第8の2に掲げる報告を行った後、「支援負担金」として、支援センターに対し10,000円を支払う。

2 支援センターは、支援病院に対し、前項の支援負担金に支援センター補助の20,000円を併せ計30,000円の「協力料」を支払う。

(その他)

第10 この要領に定めるものを除くほか、待機支援事業の実施に関し必要な事項は支援センターと在宅医療機関及び支援病院が協議して定める。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。